

## 放課後児童支援員等魅力発信動画制作業務業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結するものである。

### 1 委託業務名

放課後児童支援員等魅力発信動画制作業務

### 2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

### 3 目的

埼玉県においては、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）へのニーズが高く、令和6年度における支援単位、登録児童数及び待機児童数は過去最高となっている。

そのため、本県では放課後児童クラブの整備を進めていくと同時に、放課後児童支援員や補助員（以下、「放課後児童支援員等」という。）の確保を進めていく必要がある。

そこで、本事業では、動画を通じて放課後児童クラブで働く放課後児童支援員等の職務の魅力を発信し、放課後児童クラブで勤務しようとする放課後児童支援員等の確保を図るものである。

### 4 本仕様書の取扱い

本仕様書は、企画提案用であり、企画提案競争後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結するものである。

### 5 本業務の位置づけ

本事業は、こども家庭庁が実施する「放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業」を活用して実施するものである。

### 6 用途

作成した動画等は、埼玉県が以下の用途で使用するものとする。

- (1) 埼玉県が運営するホームページやYouTube「埼玉県公式チャンネル」での配信
- (2) 埼玉県や埼玉県内市町村のほか、国や埼玉県以外の地方自治体が実施する放課後児童支援員等の魅力発信や職員確保等を目的とした事業等での配信
- (3) こども家庭庁が実施する「放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業」の成果の周知を目的とした事業等での配信
- (4) その他、埼玉県が本事業の目的を達成する上で必要と認めた場合の事業等での配信

## 7 委託業務の内容

### (1) 放課後児童支援員等魅力発信動画の作成

#### ア 制作方針

放課後児童クラブで勤務する放課後児童支援員等の魅力ややりがいが見られるような映像を作成すること。特に、放課後児童支援員の資格要件のうち保育士や教員免許状を有する支援員には、その資格に着目した内容とすること。また、保育士や教員免許状を有していない支援員においても、これまでの経歴や経験について着目した内容とすること。

#### イ 動画の内容、再生時間及び作成本数

動画の内容	再生時間	作成本数
放課後児童クラブ全般に関する動画	3～5分程度	1本
放課後児童支援員等の魅力に関する動画	3～5分程度	5本
(内訳)		
① 保育士や教員免許状の資格を有する支援員		(2本)
② 保育士や教員免許状の資格を有さない支援員		(3本)

#### ウ 企画及び構成

- (ア) 放課後児童支援員等として放課後児童クラブの魅力ややりがいが見られるような内容等を企画すること。
- (イ) 放課後児童クラブや放課後児童支援員ではない視聴者が見ても理解できるような内容とすること。
- (ウ) 現在、放課後児童クラブに勤務する放課後児童支援員等への取材等を行い、これから放課後児童支援員等として勤務したいと感じさせる内容とするよう検討すること。
- (エ) 動画の作成に際しては、放課後児童支援員等の出演を要件とはしないが、出演を想定する場合には必ず明記し、下記エを遵守すること。
- (オ) 予算内で仕様書の内容に追加できる独自企画案があれば記載すること。

#### エ 撮影

- (ア) 現地で撮影する場合は1人あたり、原則1回とする。
- (イ) 撮影を実施する場合の放課後児童支援員等との調整は埼玉県が行う。
- (ウ) 撮影に当たっては、放課後児童支援員等に対して動画の使用目的等を説明し、承諾を得ること。また、放課後児童支援員等を離職した場合であっても、引き続き動画を活用する場面がある旨も合わせて承諾を得ること。
- (エ) 放課後児童クラブの利用児童や保護者等を撮影する際には、上記(ウ)と同様に承諾を得ること。承諾を得られない利用児童等については、個人が特定できないようモザイク処理等を行うこと。
- (オ) 埼玉県や市町村等が所有する動画素材の使用も可とするが、使用する場合には埼玉県と協議を行うこと。ただし、埼玉県の指示による場合には、その動画素材を使用すること。

#### オ 編集

- (ア) 映像の加工や編集、音楽、音声やナレーション、テロップの挿入などの編集作業を行うこと。編集作業に当たっては動画に合わせた内容のものとする。
- (イ) 音声で表現されている情報は字幕として付与すること。
- (ウ) アスペクト比は「16：9」とすること。

(エ) 動画の編集にあたっては「本事業はこども家庭庁『放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業』により実施している」旨を明記すること。

#### カ 校正

動画案制作後の校正（編集の修正）は2回以内とする。

#### キ 成果物

(ア) 一般的な家庭用DVDプレイヤーで再生ができ、かつパソコン用DVDドライブで複製が可能な形式で保存し、5枚納品すること。5枚のうち1枚は保存形式をMP4形式とすること。

(イ) 保存にあたっては上記イの動画1本ごとに1ファイルとしたものに加えて、上記イの動画すべてを1つにまとめたファイルを保存すること。

(ウ) DVDの盤面にはタイトル等を印刷すること。

(エ) 盤面には「本事業はこども家庭庁『放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業』により実施している」旨も明記すること。

(オ) 納品するDVDがそれぞれ1枚のDVDに保存できない場合は、埼玉県と協議により納品方法を決定する。

#### ク 成果物に関する権利の帰属

(ア) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(イ) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。また、成果物の納品後、使用料等の費用が発生することがないように処理すること。

(ウ) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。

(エ) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

#### ケ その他

(ア) 制作にあたっては埼玉県への進捗状況の報告、意見交換を適宜実施すること。

(イ) 動画の使用期限は定めないこと。

(ウ) YouTubeが定める利用規約等を満たしていること。

(エ) 納品後に、成果物に不具合が生じた場合、又は正常に上映ができない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。

### 8 業務報告

(1) 受託者は、契約締結後速やかに「事業実施計画書」（任意様式）を作成し、埼玉県の承認を得るものとする。

(2) 埼玉県は、必要があると認めるときは、受託者に対して、受託業務の業務内容の報告を求め、又は、必要な指示をすることができる。

(3) 受託者は、受託業務の遂行が困難になった場合には、速やかに埼玉県に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

### 9 実績報告

- (1) 受託者は、受託業務の完了後、遅滞なく「事業実績報告書」（様式は問わない。）を作成し、埼玉県に提出するものとする。
- (2) 事業実績報告書には、事業内容を時系列に整理し、写真等を添付したうえで具体的に記載すること。

#### 10 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を順守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）など関係法令に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (5) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 本業務終了後、受託者の瑕疵により成果物に不備が発見された場合は、埼玉県の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。